

2022年7月1日 制定

2024年8月1日 改定

アルプス物流倫理規範

Alps Logistics Code of Ethics

株式会社 **アルプス物流**

● 社長メッセージ

企業は社会の公器と言われ、従来の社会的責任(CSR)を全うすると共に ESG 経営[※]の重要性も認識し、行動することが求められています。

アルプス物流グループは、こうした社会要求に応えるべく、企業理念である「豊かな社会の実現」、「新たな価値の創造」、「従業員の尊重」を、経営や行動の羅針盤となる共通の価値観としています。

アルプス物流グループで働くグローバル 5 千人以上の仲間が、企業理念に込められた価値観を共有し適切に実践し、企業としての社会的責任を全うするため、アルプス物流倫理規範を制定しました。倫理規範には単に法令やコンプライアンスの遵守といった内容にとどまらず、これまで培ってきた誠実・挑戦・連帯などの考え方も盛り込まれています。

私たち一人ひとりがこの倫理規範を遵守し、新たな価値の創造にチャレンジし続けることで、アルプス物流グループの持続的成長につながると考えています。

一人ひとりがアルプス物流グループを代表していることを強く自覚し、倫理規範に従った行動を実践していきましょう。



代表取締役 社長執行役員

寺崎秀昭

※ESG 経営：「Environment（環境）」「Social（社会）」「Governance（企業統治）」の 3 語から成る略語で、環境汚染や社会的規範、コーポレートガバナンスの遵守を重視した経営スタイルのこと

この倫理規範は、アルプス物流グループ（電子部品物流事業・商品販売事業、以下略）共通の価値観である企業理念を実現するために、企業、社員として最低限必要な行動を明文化したものです。アルプス物流グループすべての役員・社員（以下「私たち」という）は、社会的信用・企業価値の向上を図り、円滑な企業経営・事業活動を行うため、本倫理規範の内容を理解し遵守します。なお、流通サービスは消費物流事業に則した行動規範を設定しており、対象より除きます。

1. お客様との共栄 ～私たちは、お客様との強いパートナーシップを構築します。～	
私たちは、多様なニーズにお応えする最適物流の提案とサービスの提供を行います。お客様と強い信頼関係を築き、ベストパートナーとして共に成長・発展を目指します。	
1-1. サービス・製品の安全性の保証、顧客保護	私たちは、サービス・製品の開発、運送、保管、輸出入貨物取り扱い、商品販売等の全てのプロセスにおいて、安全に関する法令、基準および社内手順を遵守します。また、安全性および品質、利便性をより向上するための技術開発に努め、安全に機能し安心して使用できるサービス・製品の提供に取り組みます。
1-2. 高品質なサービス・製品の提供	私たちは、顧客満足の最大化のため、サービス・製品の品質向上に努めます。
1-3. サービス・製品情報の的確な提供	私たちは、お客様にサービス・製品を安全に、満足して使用いただくために、必要な情報を、正確に、適切な方法で提供します。
1-4. 問合せやアフターサービス等の誠実な対応	私たちは、お客様からの要望・相談に対し誠実に対応します。また、サービス・製品の販売後、万が一不具合が生じた場合は、返品、修理、保守などの適切な救済を受けられる仕組みを提供します。
1-5. 迅速で的確な事故対応	私たちは、万が一サービス・製品に事故が発生した場合は、迅速に事故対応し、被害の拡大を防止します。また事実関係を調査・確認し、原因究明と再発防止を行うと共に、社内外へ必要な情報を開示、報告します。
1-6. 品質国際基準の遵守	私たちは、品質マネジメントシステムを構築し、国際基準(ISO9001)を遵守します。
1-7. 許認可の取得・届出	アルプス物流グループは、事業に係る関係業法および道交法等関係法令を遵守し、事業遂行に必要なとされる許認可取得及び届出等の手続きを確実に実施します。
1-8. 安全保障貿易管理	アルプス物流グループは、安全保障貿易管理に関する法令を遵守し、国際的な平和と安全の維持を阻害する恐れのある取引に関与しません。また、国際的な平和と安全の維持の見地から、安全保障貿易のために必要な仕組みを構築し維持改善します。
1-9. 適正な輸出入通関手続き	アルプス物流グループは、貨物の輸出入にあたり、外為法、関税法等関連する法令を遵守し、適正な輸出入通関手続きを行います。

2. 物流価値の創造 ～私たちは、専門性を活かし、高品質なサービスを追求めします。～	
私たちは、電子部品物流で培った専門性やノウハウを活かし、高品質・高効率な物流サービスを追求めします。社員一人ひとりの力を更に高め、新たな物流価値を創造し続けます。	
2-1. 新たな価値創造	私たちは、失敗を恐れることなく柔軟な思考をもって技術、サービスの開拓に挑戦し続けるとともに、業務の熟達に努めます。
2-2. 相互理解	私たちは、多様な属性や価値観を受け入れ、一緒に働く仲間として互いの人格と個性を尊重します。
2-3. 人財育成	アルプス物流グループは、人財が価値創造の源泉と捉え、多様な育成プログラムや自己啓発支援策を提供するとともに、社員がチャレンジでき、自己の成長や、やりがいを実感できる仕組みと風土を作ります。
2-4. 個々の自立	私たちは、常に自らが誇れる能力の研鑽・開発に努め、誠実に自己の責務を果たします。
2-5. 知的財産の尊重	私たちは、知的財産を重要な会社資産と位置付けています。これらを適切に管理し、最大限に活かすとともに、他者の知的財産権を尊重し、侵害しないように努めます。

3. 環境・社会との調和 ～私たちは、社会の一員として公正な企業活動を実践します。～	
私たちは、グリーンロジスティクスを積極的に推進し、環境に配慮した取り組みを行います。社会の一員としてルールを遵守し、安全・安心な物流サービスを提供し続けます。	
3-1. 脱炭素社会の実現への貢献	私たちは、全ての事業活動において温室効果ガスの排出削減を図ります。更に地球環境への負荷低減に貢献するサービス・製品の創出・普及に取り組みます。
3-2. 循環型社会の実現への貢献	私たちは、限りある資源を有効活用すべく、資源のリサイクルや再生材等環境負荷のより少ない材料の使用、及び廃棄物の削減に努めます。
3-3. 生物多様性の保全	私たちは、事業活動による生態系への影響の軽減に努めます。
3-4. 環境国際基準の遵守	私たちは、環境マネジメントシステムを構築し、国際基準(ISO14001)を遵守します。
3-5. 事業による地域社会への貢献	アルプス物流グループは、納税の義務を果たし、雇用を創出するなど、事業を行う国や地域の発展に寄与します。
3-6. 社会・地域との共生	私たちは、事業を展開する国・地域社会と協力関係を築き、地域の文化活動および環境保護活動への参加や支援、人づくりを通じて、その国や地域の持続可能な発展に協力します。
3-7. 事業活動の安全性の確保	私たちは、事業活動が地域社会の安全を脅かすことのないよう、事業活動の安全性確保に取り組みます。万が一問題が発生した場合は、社内の責任者や監督官庁等の指示に従い、適正・迅速・誠実に対応し、問題の拡大防止・再発防止に取り組みます。
3-8. 強制労働・児童労働の禁止	アルプス物流グループは、雇用形態に関わらず、全ての従業員をその自由意思において雇用します。また、強制的な労働および児童労働を認めません。18歳未満の者が働く場合は、健康や安全が危険にさらされる可能性がある業務(夜勤や残業を含む)に従事させません。 ※児童は15歳、義務教育を修了する年齢、または国の雇用最低年齢のうち、いずれか最も高い年齢に満たない者を指す。
3-9. 非人道的な扱いの禁止	私たちは、虐待や嫌がらせ(ハラスメント)をはじめとする、非人道的な扱いを行いません。
3-10. 差別の禁止	私たちは、人種、肌の色、年齢、性別、性的思考、性同一性と性表現、出身国、社会的出自、障がいの有無、妊娠、宗教、その他の状況に基づく差別を行いません。
3-11. 腐敗防止	私たちは、政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、贈賄や違法な政治献金などを行いません。また、公務員等に対しては、商取引の獲得・維持、非公開情報の入手など、業務上の何らかの見返りを求めた金銭の提供、接待・贈答、その他の私的な利益や便宜の供与を一切行いません。
3-12. 公正な競争	私たちは、それぞれの国や地域において定められた公正な競争・取引に関する法令を遵守し、不当な価格協定、談合、ダンピングなど、組織間の自由な競争を妨げる行為を行いません。また取引先に対しては、「アルプス物流パートナー会社行動ガイドライン」への協力を求めます。
3-13. 不適切な利益供与及び受領の禁止	私たちは、取引先との取引においては、良識と誠実をもって接し、公平に扱い、相互の信頼関係を保持することとし、取引先や関係先との間で賄賂、不正なリベート、架空取引、取引の強制は一切行いません。

3-14. 優越的地位の濫用の禁止	私たちは、業務の遂行にあたって、カルテルや談合、優越的地位の乱用等、独占禁止法等に違反するような行為を行わず、公正取引を行い、適正な企業間競争を追求します。また、下請代金遅延防止法（下請法）対象取引先に対し、同法を十分に理解した上で支払遅延等の行為を行わないように留意し、適切な契約条件を明示して取引を行います。
3-15. 情報セキュリティの徹底	アルプス物流グループは、顧客・第三者・従業員に関する機密情報を適切に管理・保護します。また、サイバーセキュリティの脅威に対する防御策を講じ、情報セキュリティ事故を防止します。
3-16. プライバシーの尊重・個人情報の保護	私たちは、一人ひとりのプライバシーを尊重・保護するために、個人情報を保護する関係法令に従い、個人情報の不必要な収集や、目的と異なる利用はしません。また、個人情報は細心の注意を払って取り扱い、漏えいを防止します。
3-17. 適時・適切な情報開示	アルプス物流グループは、積極的かつ適時・適切に必要な情報を開示し、市場から信頼され透明性の高い経営を目指します。
3-18. 適正な宣伝・広告	アルプス物流グループは、誇大広告、違法広告を防止し、不適正な賛助広告等を行いません。宣伝広告活動にあたって比較広告を行う場合には、事実により裏づけられていることと、比較した時点において完全かつ正確で誤解を招くものでないことを確認します。
3-19. 適正な会計処理と納税	アルプス物流グループは、関係法令および社内規則等に基づき適正な会計処理を行い、関連税法に従い納税します。
3-20. インサイダー取引等の禁止	私たちは、職務遂行の過程で知り得た未公表の内部情報を利用して会社や当該他社の株式等の売買（インサイダー取引）を行いません。職務上やむを得ない場合を除いて、そのような未公表の内部情報を社内外に一切伝えません。
3-21. 会社財産の職務外使用等の禁止	私たちは、会社の資産を効率的に活用し、常に利用できる状態に置く必要があることを認識し、有形無形を問わず、盗用、流用、毀損、盗難等を防ぐよう適切に取り扱います。個人的な目的でもしくは会社の業務に関わりの無い第三者のために無断で会社の資産を提供し、不明な金銭支出をしません。
3-22. 違法薬物使用の禁止	私たちは、違法薬物を販売、購入、所有、使用しません。
3-23. 利益相反行為の禁止	私たちは、自己または第三者の利益を図ることにより、会社の利益を損なうことのないよう、またはその恐れがないよう行動します。
3-24. 反社会的勢力の排除	私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切関係を持ちません。また、反社会的勢力からの要求を断固拒否します。
3-25. 緊急時の対応	アルプス物流グループは、発生しうる災害、事故、感染症、環境汚染などを想定のうえ、緊急時の対応策を準備し、職場内の周知および訓練を行います。また、拡大防止・再発防止に取り組みます。
3-26. 労働災害および疾病	アルプス物流グループは、労働災害および疾病に関し、必要な治療の提供および原因をなくすための是正処置を行います。
3-27. 労使コミュニケーション	アルプス物流グループは、法令や労働契約を遵守し、従業員の権利を尊重するとともに働きやすく健康な職場環境の維持・改善に努めます。また、十分なコミュニケーションを通じて労使間の信頼関係の維持・発展に努めます。
3-28. 結社の自由及び団体交渉の権利の尊重	アルプス物流グループは、事業を行うそれぞれの国・地域の労働関係法令に従い、結社の自由や団体交渉など、従業員の権利を尊重します。
3-29. 適切な賃金と労働時間	アルプス物流グループは、法定基準以上で、社会的、文化的な生活水準が維持できる賃金を社員に支払います。法律で定められた労働時間の限度を遵守します。
3-30. 労働における安全衛生	私たちは、安全、衛生の確保を最優先とし、安全で衛生的な職場環境の整備に努め、また、業務上の安全・衛生に関する法令等を遵守します。万が一、業務上の災害が発生した場合は、事故を最小限に止め、また、再発防止策を講じます。

※アルプス物流グループ倫理規範は国連「ビジネスと人権に関する指導原則」及び「OECD 多国籍企業行動指針」などの国際規範を尊重して作成しています。

● 管理者の責務

アルプス物流グループの経営者・管理者は、この倫理規範の浸透にあたり、下記の責務を実践します。

- ① この倫理規範に沿った行動を積極的に実践する
- ② 部下に対しては、この倫理規範に沿った行動をとるように日頃から指導・アドバイスする
- ③ 職場で問題を発見した場合、速やかに適切な措置を講じる

● 倫理規範に反した場合

この倫理規範に反した場合、社内規定等に基づき処分を受けることがあります。当該行為を放置し、または重大な過失を見落とした役員・管理者も同様に社内規定等に基づき処分を受けることがあります。

● 相談と報告

私たちは、本倫理規範に反する行為や、疑わしい行為を発見した場合、ただちに上司もしくは管理者に相談します。上司もしくは管理者に相談できない場合には、内部通報窓口（倫理ホットライン）に通報・相談します。アルプス物流グループは、通報・相談者の機密性、匿名性を保護するとともに、報復行為、その他通報・相談に対する調査への妨害行為等を許容しません。また不当な目的での通報を除き、通報・相談者が不利益を受けることは一切ありません。

● 倫理規範を実践するための心構え

この倫理規範を実践するにあたって、以下を重要な原則とします。

また、倫理規範に記載されていない事象が起きた場合は、この原則に基づいて私たちは行動します。

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| ① 法の遵守 | 各国の法令を尊重し遵守します。 |
| ② 国際行動規範の尊重 | 法律だけでなく、国際的に通用している規範を尊重します。 |
| ③ 倫理的な行動 | 公平性や誠実であることなど倫理観に基づいて行動します。 |
| ④ ステークホルダーの尊重 | 様々なステークホルダーへ配慮して対応します。 |
| ⑤ 透明性の確保 | 組織の意思決定や活動の透明性を保ちます。 |
| ⑥ 説明責任 | 組織の活動によって外部に与える影響を説明します。 |
| ⑦ 教育の重視 | 方針や活動内容に対する理解を深めるための教育を実施します。 |

● 適用範囲

アルプス物流グループに属する会社（流通サービスを除く）および役員・社員に適用されます。